

町立病院照明設備LED化事業（賃貸借）に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、町立病院照明設備LED化事業（賃貸借）に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（プレゼンテーション）の実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業名

- (1) 事業名 町立病院照明設備LED化事業（賃貸借）
- (2) 事業内容 別紙「町立病院照明設備LED化事業（賃貸借）仕様書」の内容に基づき、事業を実施する。
- (3) 契約方式 賃貸借契約
- (4) 事業期間
 - ① LED照明機器への交換等 契約締結日から令和8年6月30日まで
 - ② 賃貸借期間 交換工事完了検査の翌月1日から7年間（84か月）
- (5) 予算額 発注額の上限は65,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

3 プロポーザル方式を活用する理由

町立病院では、高騰する電気料金の節減による経費の削減を図るとともに、本町の地球温暖化対策実行計画（区域事業編・事務事業編）に掲げる「2030年までに公共施設の照明を100パーセントLED化する」という目標を達成し、環境負荷の軽減に寄与するため、省エネルギーかつ長寿命のLED照明への更新を実施する。

そのため、計画・工事・維持管理等をワンストップで実施することができ、あわせて、経費負担を平準化することができる賃貸借方式を採用するものとし、医療施設における照明設備LED化のノウハウ・技術力等を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

4 参加資格

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度美瑛町入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (3) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 過去5年間で、北海道内の類似した規模（許可病床数が200床未満）の自治体病院における照明設備LED化の受注実績があること。
- (6) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

5 参加表明書及び会社概要書の提出

(1) 提出書類

本選定に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 会社概要に必要な添付書類（ただし、令和7年度美瑛町入札参加資格を有する者は添付書類を省略することができる。）
 - ・履歴全部事項証明書（登記簿謄本）（6か月以内に発行されたもの。写し可。）
 - ・納税証明書

(2) 提出期間

令和7年9月17日（水）午前8時30分から令和7年9月26日（金）午後5時00分（必着）までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(4) 提出先

美瑛町立病院事務局

〒071-0207 北海道上川郡美瑛町中町3丁目8番35号 担当：佐藤

TEL：0166-68-7111（直通） FAX：0166-68-7120

e-mail：biei_choritsuosp@town.biei.hokkaido.jp

(5) 参加者選定決定通知

令和7年9月29日（月）発送予定

6 実施要領等に対する質問及び回答

(1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。なお、軽微なものを除き口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和7年9月22日（月）午後5時00分まで

(3) 質問受付先

上記5（4）に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにて令和7年9月24日（水）に回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記5（1）の書類を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を提出する。※審査会については次項参照

- ① 企画提案書（様式3）
- ② 事業経費見積書（様式4）及び関係書類（任意）

※企画提案書等の作成に当たっては、「町立病院照明設備LED化事業（賃貸借）企画提案書記

載要領」を参照すること。

※上記書類はすべてCD-Rに保存し、審査会の際に提出すること。

(2) 提出部数

正本1部と副本5部

(3) 提出期限

令和7年10月3日(金)午後5時00分まで(必着)

(4) 提出方法

上記5(3)に同じ。

(5) 提出先

上記5(4)に同じ。

8 事業者の選定

(1) 審査方法

当事務局が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容で審査し選定する。応募要件を満たし、参考見積額が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目に基づき総合的に審査を行う。

(2) 企画立案の評価

企画立案の評価項目は、別紙「町立病院照明設備LED化事業(賃貸借)企画提案書記載要領」のとおりとする。

(3) 審査会に関する事項

- ① 開催日時/会場 令和7年10月10日(金)午後2時00分(予定)/美瑛町役場
- ② プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。
- ④ プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を設ける。
- ⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMIケーブル及びCタイプの変換アダプタは本町が準備するが、それ以外の機器が必要な場合は参加者が準備すること。
- ⑥ プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。
- ⑦ 詳細については参加者決定通知の中でお知らせする。

(4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、発注予定者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提案価格が上記2(5)の予算額の範囲を超えた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年10月14日(火)に書面にて通知する。なお、選定結果について異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

(1) 契約金額

町は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を本事業に係る随意契約の相手先として予定するものとし、見積額が予算額の範囲内であればその者と契約を締結する。

(2) 事業の実施

契約後の事業の実施については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

(3) その他

- | | |
|------------|-------|
| ① 前払い制度 | 適用しない |
| ② 部分払い制度 | 適用しない |
| ③ 契約保証金 | 免除する |
| ④ 契約書作成の要否 | 必要 |

10 その他

(1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。

(2) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(3) 提案者が一者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、発注候補者として決定する。

(4) 参加表明書の提出がなかった場合又は提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。

(5) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。

(6) 選定された発注予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。